

新たに住民税非課税等となる世帯支援給付金 （こども加算）（5万円/こども1人）のご案内 受給には手続きが必要です

新たに住民税非課税等となる世帯支援給付金（こども加算）は、新たに住民税非課税等となる世帯支援給付金（新たな住民税非課税等世帯・10万円）を受給される世帯のうち、同一世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）がいる世帯に追加支援する給付金です。

・別世帯(単身で学校の寮に入っているなど)の生計を同一にする児童についても対象となる場合があります。

給付金の支給額

こども1人あたり5万円

給付金の支給時期

二宮町が確認書を受理した日（電子申請日）から3週間後が目安です。

支給対象と手続き

令和6年6月3日において、町の住民基本台帳に記載されている18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）がいる世帯

・ **手続きが必要** です。 ※詳細は裏面をお読みください

提出期限 **令和6年10月31日（木）必着**
（電子申請する場合も、この日までに申請してください。）

- ①令和6年6月4日から令和6年10月31日までに出生した新生児がいる世帯
- ②町の住民基本台帳に記載されていないが生計を同一にする18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）がいる世帯

・ **手続きが必要** です。

①新生児の手続き

▶ 令和6年6月4日～令和6年10月31日に生まれた新生児については、別に申請が必要です。必要書類を郵送しますので、お電話等でお申し出ください。

②別世帯の生計を同一にする18歳以下の児童の手続き

▶ 申請が必要です。必要書類を郵送しますので、令和6年9月30日（月）までにお電話等でお申し出ください。

確認書を返送する場合の手続き

内容を確認して、二宮町に返送してください。

※支給口座が印字されており、その口座から変更しない場合は、④を同封してください。

※支給口座に印字がない場合、または支給口座を変更する場合は、④と⑤を同封してください。

※代理人の口座に振込みを希望される場合は、④、⑤、⑥を同封してください。

同封書類：④支給対象者の本人確認書類の写し ⑤通帳の写しまたはキャッシュカードの写し ⑥代理人の本人確認書類の写し

電子申請をする場合の手続き

（確認書に支給口座が印字されている方で、その口座から変更せずに、本人のマイナンバーカードを使用して受給を希望される場合のみ、電子申請が利用できます）

本チラシに記載の二次元コードを読み取り、お手続きをしてください。

※マイナンバーカードおよびマイナンバーカードを読み取れるスマートフォン等及び

マイナポータルへの登録が必要です。（手続き方法は、同封している電子申請の案内をご確認ください）

※「確認書」を返送する必要はありません。【注意】10万円の給付とは別に電子申請が必要です。



〈裏面も必ずご確認ください〉

給付金の支給手続き

- 対象となる世帯には、二宮町から、給付内容や確認事項が記入された確認書が届きます。（このチラシに同封されています）
- 中身を確認して、二宮町に**返信または電子申請してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
(世帯構成の変更や転入等により初めて通知する場合は、振込口座は記載されていません)
- ②世帯主と生計を同一にしていること
- ③住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯でないこと
- ④既に二宮町以外の自治体から新たに住民税非課税等となる世帯支援給付金（こども加算）や令和5年度で実施している価格高騰重点支援給付金及びこども加算（二宮町を含む）を受給した世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯でないこと

※同封の記載例を参考に、必要事項を記入の上、返信してください。

よくあるご質問

Q：確認書に口座情報が印字されていますが、なぜ町は口座情報が分かるのですか。

A：できるだけ簡素な手続きで迅速に給付するため、令和2年5月から支給されていた特別定額給付金等の手続きの際にお伺いした口座情報を用いています。

Q：印字されている口座とは別の口座に振り込んでほしい。

A：確認書表面下部の記載欄に口座情報を記入の上、台紙に口座情報が分かる資料（キャッシュカードのコピーなど）と、本人確認書類（運転免許証のコピーなど）を添付してください。

Q：世帯主以外の代理人が記入することができますか。

A：親族であれば代理記入は可能です。その場合は、確認書裏面の代理記入欄に必要事項を記載の上、世帯主の署名をしてください。



新たに住民税非課税等となる世帯支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



二宮町福祉保険課

給付金担当

0463-75-9418

受付時間 平日8:30~17:15